

我が国のL P ガス備蓄の現状

平成17年12月
石油流通課

1. 我が国の現行L P ガス備蓄は、「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づく民間備蓄と、国家備蓄の二本立てとなっている。
2. L P ガス民間備蓄は、昭和56年度に石油備蓄法を改正して、L P ガス輸入業者に対して、年間輸入量の50日分に相当する量（基準備蓄量）の備蓄を義務づけることにより実施している。
3. 民間備蓄に加えて、平成22年度に150万トンを目標とする国家備蓄事業を推進しており、現在、立地決定した5地点で基地建設を進めているところである。このうち地上3基地については本年度中の完成を予定しており、既に7月には七尾基地（石川県）、9月には福島基地（長崎県）が完成したところである。
なお、地上基地の完成を踏まえ、下記のとおり、国家備蓄用のL P ガス購入を開始したところである。

L P ガス備蓄の推移

（単位：千トン）

	<u>民間備蓄</u>		<u>国家備蓄</u>
	基準備蓄量	保有量(日数)	保有量(日数)
16年10月	1,857	2,550 (68.7)	-
11月	1,801	2,705 (75.1)	-
12月	1,793	2,458 (68.6)	-
17年1月	1,817	2,368 (65.1)	-
2月	1,844	2,060 (55.9)	-
3月	1,841	2,146 (58.3)	-
4月	1,848	2,052 (55.5)	-
5月	1,829	2,163 (59.1)	-
6月	1,830	2,390 (65.3)	-
7月	1,869	2,512 (67.2)	10 (0.3)
8月	1,849	2,604 (70.4)	54 (1.5)
9月	1,849	2,588 (70.0)	73 (2.0)
10月	1,850	2,435 (65.8)	115 (3.1)